

行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成22年3月30日

白山市監査委員 村下 眞次

同 石田 正昭

1 監査の概要

- (1) 監査のテーマ
「補助金等の事務について」
- (2) 監査の期間
平成21年10月28日から平成22年3月25日
- (3) 監査の方針（実施要領）
補助金等の事務が、監査手帳（全国都市監査委員会発行）の「都市監査基準準則」の別項に定める、監査等の着眼点「第1 財務事務監査の着眼点」中、「5 支出事務、(9) 負担金、補助及び交付金の支出」及び「第4 行政監査の着眼点」中、「6 助成行政、(5) 補助金、貸付金等」等を基に、必要性、公益性、有効性、妥当性という観点から、適正な事務処理が行われているかについて、監査を実施した。
- (4) 監査の方法
補助金事務の主管部署から関係書類の提出を求め、聴き取り調査等を実施した。
なお、今回の監査については、補助金事務のうち、イベント事業を中心に実施した。

2 監査の結果

白山市の補助金等の事務について監査した結果、おおむね適正であったが、検討及び改善すべき事項については、早急に実施されたい。